

平成 25 年 5 月 28 日 広島県知事移行認可
平成 25 年 6 月 3 日 設立登記
平成 27 年 7 月 30 日 一部変更登記

定 款

一般財団法人広島県まちづくり土地区画整理協会

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人広島県まちづくり土地区画整理協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、都市計画に基づく土地区画整理事業等のまちづくりの促進を図ることにより、都市の開発整備に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 土地区画整理事業等まちづくりに関する啓発、奨励及び企画
- (2) 土地区画整理事業等まちづくりに関する調査・研究及び業務の受託
- (3) 土地区画整理事業等まちづくりに関する相談・助言
- (4) まちづくりの促進を図るための宅地建物取引業に関する業務
- (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本協会の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、本協会の基本財産とする。

2 基本財産は、本協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 本協会の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び收支予算)

第7条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (7) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号、第7号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号、第3号及び第7号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 本協会に評議員4名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員に対しては、評議員会等に出席した場合には、1人1日当たり10,000円を超えない範囲内で報酬を支給する。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用の支払をすることができる。

3 前各号に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める理事及び監事並び

に評議員の報酬及び費用に関する規程（以下「役員等の報酬等に関する規程」という。）によるものとする。

第5章 評議員会

（構 成）

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権 限）

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 役員等の報酬等に関する規程
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分及び除外の承認
- (8) 合併又は事業の全部の譲渡
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第15条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招 集）

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の会議の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選出する。

（決 議）

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員等の報酬等に関する規程
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認

- (5) 合併又は事業の全部の譲渡
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 前項の場合においては、議長は、評議員として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第18条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第19条 理事が評議員全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員のなかから、その会議において議長から指名された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第21条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。また理事長以外の理事のうち1名を専務理事、若干名を常務理事又は常勤の理事（以下「常勤理事等」という。）とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常勤理事等をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常勤理事等は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、常勤理事等は、本協会の業務を分担執行する。

3 理事長及び常勤理事等は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める役員等の報酬等に関する規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第 28 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。

(3) 本協会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、この法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第 29 条 本協会は、法人法第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、法令に定める要件に該当する場合は、理事会の決議によって、役員等の同法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 7 章 理事会

(構 成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常勤理事等の選定及び解職

(招 集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、常勤理事等が理事会を招集する。

(議 長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により常勤理事等がこれに当たる。

(決 議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の場合、議長は理事として表決に加わることはできない。
- 4 前第 1 項の規定にかかわらず、法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第 35 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第23条第3項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印する。

(理事会運営規則)

第37条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第39条 本協会は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第40条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本協会は、剩余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 雜 則

(委任)

第42条 この定款の実施について必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。なお、一般財団法人移行の際の特例民法法人の事業報告及び決算は、一般財団法人が引き継ぐものとする。
- 3 本協会の最初の理事長は、桐野 晏定とする。

附 則

この定款の一部変更は、平成27年7月30日から施行する。

別表

移行時の基本財産（第5条関係）

財産の種別	金額
預金	5,000,000円